

(令和2年9月8日時点)

新型コロナウイルスと向き合い 前向きに活動する事業者の皆様へ

コロナ関連支援メニュー(令和2年度補正予算)の概要 (愛媛県経済労働部)

新しい生活様式への転換促進

事業継続と経済活動回復への支援

新たなビジネスモデルの定着促進

雇用支援等

金融支援



新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口
(コールセンター) ☎0120-365-730

詳しくは、愛媛県庁HPの特設ページをご覧ください。

www.pref.ehime.jp

目 次

◆ 新しい生活様式への転換促進

- ①新ビジネス定着促進給付金 . . . 2
- ②密接不可避業種感染防止対策給付金 . . . 3

◆ 事業継続と経済活動回復への支援

- ③テレワーク導入推進支援事業費補助金 . . . 4
- ④新生活様式対応商品開発等支援補助金 . . . 5

◆ 新たなビジネスモデルの定着促進

- ⑤えひめ地域産業力強化支援事業費補助金 . . . 6
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン定着推進補助金 . . . 7

◆ 雇用支援等

- ⑦愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金 . . . 8
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策離職者等緊急支援事業 . . . 9

◆ 金融支援

- ⑨新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業 . . . 10

①新ビジネス定着促進給付金

非対面・非接触型ビジネスの導入やデジタルシフトの促進、規制緩和に伴う新たな取組みなど、新たなビジネスモデルの導入・定着を図る中小企業者の取組みを支援します。

【対象者】

県内に事業所を有する中小企業者

【対象要件】

6月19日以降、非対面型ビジネスの導入やデジタルシフトの促進、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に実施された国の規制緩和に伴う事業の恒常化を図っているもので、申請時点において当該事業を実施していること

<取組み例>

デジタルシフト	非対面(人)	学習塾・音楽教室などのオンライン授業 スポーツイベント・音楽ライブの配信 冠婚葬祭などのオンライン配信 WEB商談会やバーチャル展示会への参加 チャットポッド、AIを活用した受付業務の自動化 など
	非接触(モノ)	ネット販売の導入 テイクアウト・デリバリー用の受注・配送システムの導入 非接触型オーダーシステムの導入 電子決済システム(クレジットカード、電子マネー決済など)の導入 セルフレジの導入 顔認証技術を活用したホテルのスマートチェックイン など
規制緩和に伴う新たな取組み		期限付酒類免許による酒類テイクアウト タクシー宅配特例を活用した配送システム

【支給額】

1事業者あたり20万円

【対象期間】

令和2年6月19日(金)～令和2年9月30日(水)

【申請方法】

郵送のみ(メール、持参は不可)

受付期間：令和2年7月8日(水)～令和2年9月30日(水)

※当日消印有効(消印日不明の場合は到着日による)

【申請書提出先】

〒790-8799 松山中央郵便局留
(審査事務局) 伊予鉄総合企画株式会社

②密接不可避業種感染防止対策給付金

受付終了

業務上、身体への接触を避けることが出来ない業種について、その業界が策定した感染防止ガイドラインに則した取組みを実施する中小企業者を支援します。

【対象者】

県内に事業所を有する中小企業者のうち、主たる業種が理容・美容業や鍼灸・整体院など、その業務の性質上、身体への接触が不可避な業種

【対象要件】

申請時点で営業実態がある事業者で、その所属する業界が策定した感染防止ガイドラインに則した取組みを令和2年4月13日以降に実施し、申請時点において継続していること。

＜必須項目＞※必ず実施してください。

- 従業員のマスクの着用（必要に応じフェイスシールド、保護メガネ、手袋）
- 定期的な換気の徹底（窓がない場合は、換気扇、空気清浄機の設置）
- 従業員への検温の実施、体調の確認
- 定期的な消毒除菌の徹底及び消毒液等の設置

＜選択項目＞※2つ以上を実施してください。

- 感染防止対策について顧客への説明（HP、SNS、店頭掲示、書面配布等）
- 予約数、来店人数の制限、席間隔の確保
- 対面時、施術時等のビニールカーテン（アクリル板）の設置
- 来店者への検温の実施、体調の確認
- キャッシュレス決済の導入

【支給額】

1事業者あたり5万円

【対象期間】

令和2年4月13日(月)～令和2年8月31日(月)

【申請方法】

郵送のみ（メール、持参は不可）

受付期間：令和2年7月8日(水)～令和2年8月31日(月)

※当日消印有効（消印日不明の場合は到着日による）

【申請書提出先】

〒790-8799 松山中央郵便局留
(審査事務局) 伊予鉄総合企画株式会社

③新型コロナウイルス感染症対策 テレワーク導入推進支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策としてテレワークを新たに導入する事業者を支援します。

【補助対象者】

県内に主たる事業所を有する従業員300人以下の中小企業事業主

【要件】

国の働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）に申請のうえテレワークを導入すること

【補助概要】

	(1) 国助成への上乗せ	(2) 愛媛県独自の補助
対象経費	①テレワーク用通信機器の導入（購入含む）運用に係る費用（PC、タブレット等については、シンクライアント端末のみ可） ②就業規則・労使協定等の作成・変更に係る費用 ③労務管理担当者に対する研修に係る費用 ④従業員に対する研修・周知啓発に係る費用 ⑤コンサルティングに係る費 〔謝金、旅費、借損料、会議費、印刷製本費、備品費、機器装置等購入費、委託費〕	⑥通信機器レンタル料（シンクライアント端末以外のPC、タブレット等） ⑦助成金申請書類作成等に係る経費 〔謝金、旅費、役務費、印刷製本費、賃借料、その他、県が必要と認める経費〕
補助対象期間	令和2年7月30日～令和3年3月1日	
補助額	上記①～⑤の経費に対し、国から助成された額の1/6の額 限度額：50万円	上記⑥・⑦の経費合計額の1/2の額 限度額：10万円
申請方法	郵送のみ（メール、持参は不可）※当日消印有効	

受付期間：令和2年7月30日～令和3年1月31日

【問合せ先】

- 一般社団法人日本テレワーク協会（テレワーク相談センター）TEL0120-91-6479
- 愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課労働政策グループ TEL089-912-2500

④新生活様式対応商品開発等支援補助金

受付終了

「新しい生活様式の実践例」に対応した商品開発又はインターネットやスマートフォンアプリを活用した新たなビジネス展開に向けた取組に対して必要な経費の一部を補助します。

【補助対象事業】

「新しい生活様式の実践例」に対応する次の取組を行う事業を対象とします

- (1) 高付加価値加工食品の開発に係る事業
- (2) 高付加価値の消毒用商品等の衛生の維持を目的とした商品の開発に係る事業
- (3) インターネット・スマートフォンアプリを活用したサービスの開発に係る事業

【対象者】

県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業者を構成員にもつ連携体
※連携体には、県内に主たる事業所を有する中小企業者以外を含むことはできませんが、補助対象外とします

【補助額】

1件あたり最大 **2,500** 千円 (補助対象経費の2分の1以内)

【対象経費】

機械装置・工具器具費、試作開発費、委託費、市場調査費、産業財産権等関連経費、原材料費

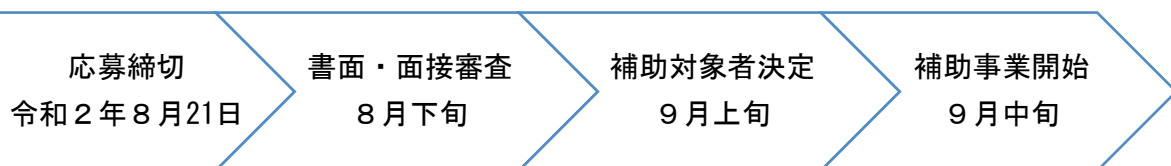
【事業期間】

補助金交付決定の日から令和3年2月28日(日)

【支援体制】

計画策定から実行まで、継続的にサポート (えひめ産業振興財団、産業技術支援 etc)

【事業の流れ】



応募期間：令和2年7月17日(金)～令和2年8月21日(金)

※郵送の場合は当日必着

【申請受付先】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2
愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課 地域産業係
電話：089-912-2484 FAX：089-912-2479
Mail：keieishien@pref.ehime.lg.jp

⑤えひめ地域産業力強化支援

事業費補助金

受付終了

事業者の経営力の向上と感染が広がりにくい社会の実現を図るため、県内中小企業者等が実施する新しいビジネススタイルの定着に向けた設備導入を支援します。

【対象者】

県内に事業所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業者 等

【対象要件及び経費】

新しいビジネススタイルの定着を目的として「顧客」、「従業員」、「経営者」いずれかの視点で実施する、事業費総額50万円（税抜）以上の設備等の導入・改修、システム開発等であること。

① 安心して来店・来社できる環境の整備

換気設備、洋式トイレ、衛生対策設備等の導入・改修に関する経費 等

② 安心して働く環境の整備

密を避けるための生産設備、非接触型レジシステムの導入に関する経費 等

③ AI・IoTを活用した業務効率化や非接触型ビジネスモデルへの転換

ECサイトの新規構築、テレワークシステム開発及び導入に関する経費 等

【補助率等】

補助率：3/4 上限額：200万円

【事業実施期間】

令和2年8月6日(木)～令和3年1月31日(日)

【申請方法】

郵送のみ（メール、持参は不可）

申請受付期間：令和2年8月11日(火)～令和2年9月8日(火)

※当日消印有効

【申請書提出先】

〒790-0915 松山市天山三丁目10番31号 第二忍那ビル2階
えひめ地域産業力強化支援事業費補助金事務局
愛媛県中小企業団体中央会

【問い合わせ先】 089-931-5670

新型コロナウイルス感染拡大予防 ⑥ガイドライン定着推進補助金

感染予防と社会経済活動の両立のため、業種別ガイドラインの実践を更に深化・定着させ、安心して利用してもらえるよう取組状況等を自ら「見える化」し、広くPRする活動等に対して、補助金を交付します。

【対象者】

全国団体が策定した業種別ガイドラインの実践活動を更に深化・定着させ、それらの取組を自ら「見える化」し、広くPRする活動を行う事業者団体

- ・県内に事務局または事業所を有していること。
- ・全国団体を持たない地場産業団体等については、日本経済団体連合会等が策定したガイドラインに準拠した自主的な取組みを行う場合に補助対象とする。

【対象経費】

各事業者団体が、会員事業者の業種別ガイドラインの実践活動を更に深化・定着させるとともに、自らそれを見える化し広く県民にPRする事業経費

- ・個別施設の従業員や顧客等の安全・安心を脅かす要因の抽出や分析（リスク評価）、その回避手順（個別実践マニュアル）の作成指導経費（人件費、旅費、委託料等）
- ・リスク評価等のチェックシートや安心・安全宣言の店内掲示、新聞・TV・雑誌広告費
- ・実践・定着のために必要な資材等の購入経費（アルコール消毒液、フェイスガード等）
- ・PR用資材（のぼり、ステッカー、ポスター等）製作費、講習会等の講師謝金など

【補助額】 100万円(上限)/1団体

【補助率】 2/3

【補助対象期間】

令和2年8月1日（土）～令和3年3月1日（月）

【申請方法】 郵送のみ

受付期間: 令和2年8月14日(金)～令和2年12月31日(木)

※当日消印有効

【申請受付・問合せ先】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課「ガイドライン補助金」担当

電話：089-912-2465 FAX：089-912-2259

Mail：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

⑦新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金

感染症による影響を受け、休業を余儀なくされた事業主の雇用の維持を支援します。

【支給対象者】

感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当（教育訓練・出向によるものは対象外）について、愛媛労働局から令和3年3月5日までに「雇用調整助成金」※の支給決定を受けた県内事業主

※「緊急雇用安定助成金」（雇用保険の被保険者でない方を対象とした助成金）を含む

【助成内容】

休業手当総額の1/10以内

（1事業所当たり上限 年100万円→180万円に拡充）

※国の制度拡充を受け、県の制度も拡充することとし、緊急対応期間中（R2.4.1～R2.9.30）は、雇用調整助成金の日額上限の引き上げ（8,330円→15,000円）に対応した上乗せ助成を行います。

※解雇等を行わない中小企業は、緊急対応期間中（R2.4.1～R2.9.30）は、国の助成率が一律10/10に拡充されたことにより、県の上乗せ助成の対象とはなりません。

【申請方法】 郵送

申請期間：愛媛労働局の支給決定を受けた日～令和3年3月15日(月)

※当日必着

【問合せ先】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 産業人材室

電話：089-912-2505 FAX：089-912-2508

Mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

※雇用調整助成金については、[愛媛労働局の相談窓口\(089-987-6370\)](tel:089-987-6370)へ、お問い合わせください。

⑧新型コロナウイルス感染症対策 離職者等緊急支援事業

感染症による影響を受け、離職や休業を余儀なくされた労働者が離職者等緊急生活資金を借り入れる際の保証料を全額補助します。

【補助対象者】

下記の要件に当てはまる、離職者及び休業者

- ①県内に住所があり、1年以上在住している。
- ②20歳以上65歳以下の方
- ③同一事業所に1年以上勤務している（していた）。
- ④離職者及び休業者の収入によって生計を維持している。
- ⑤離職後、求職活動をしている（離職者のみ）。

【融資条件】

- ①融資限度額：100万円 ②融資期間：5年以内（6カ月の据置可能）
- ③融資利率：0.3%
- ④保証人：保証機関の保証（離職者は連帯保証人が1名必要）

【保証料率】

実質0% ※保証料（0.7～1.2%）全額を県が一括補助

【対象期間】

令和2年5月29日（金）～令和3年3月31日（水）

【取扱金融機関】

県内の四国労働金庫各支店（ローンセンターを含む）

- ・愛媛支店（愛媛ローンセンター） ・松山支店 ・今治支店
- ・西条支店 ・三島支店 ・新居浜支店（新居浜ローンセンター）
- ・八幡浜支店 ・宇和島支店

受付期間：令和2年5月29日（金）～令和3年3月31日（水）

【問合せ先】

- 県内四国労働金庫各支店（ローンセンターを含む）
- 愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課労働政策グループ Tel.089-912-2500

⑨新型コロナウイルス感染症対策

金融支援事業（利子補給金）

新型コロナウイルス感染症対策資金を利用された方に利子補給を行い、中小企業者等を支援します。

【融資対象者】

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む法人又は個人であって、中小企業信用保険法の規定に基づき、市町長の認定を受け、次の各号のいずれかの保証を利用する方

- (1)セーフティネット保証4号（売上高が前年同期比▲20%以上等）
- (2)セーフティネット保証5号（不況業種で売上高が前年同期比▲5%以上等）
- (3)危機関連保証（売上高が前年同期比▲15%以上）

	全国統一枠	県独自枠
【融資限度額】	4,000万円	5,000万円 (全国統一枠を含める)
【資金使途】	運転資金・設備資金	運転資金
【融資期間】	10年以内 (うち据置期間5年以内)	7年以内 (うち据置期間1年以内)
【融資利率】	売上高が前年同期比▲5%以上 15%未満の小・中規模事業者	3年間0% 県、市町からそれぞれ0.5%の補助があり、市町分の補助は、市町によって支払方法が異なります。
	1.0%	
【保証料率】	0.425~0.525%	0%（保証料のご負担はありません）

取扱期間

全国統一枠：令和2年5月1日(金)～令和3年1月31日(日)

※上記は、令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたものが対象です。

県独自枠：令和2年4月6日(月)～令和3年3月31日(水)

※無利子化の対象は、令和2年5月18日から令和3年1月31日までに融資実行されたもの（令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもの）です。

【問合せ先】

- 県内取扱金融機関（各支店窓口）
- 愛媛県信用保証協会業務統括部企業支援課 Tel089-931-2114
- 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課金融係 Tel089-912-2481